

経営セーフティ共済

起業家・経営者は

知らなきゃ
損します!!

共済 だより

～2018年11月～
八女市商工会
0943-42-0153

ホームページアドレス

<http://www.yameshi-shokokai.jp/>



落葉の季節になり、
朝夕の冷え込みが
一層厳しくなってきました。
お風邪などお召しにならない
ようご用心下さい。

取引先が突然、倒産・・・。
そんな「もしも」に備える安心のセーフティネット。

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

無担保・無保証人で掛金の最高10倍（上限8,000万円）まで借入でき、掛金は損金または必要経費に算入できる税制優遇も受けられます。

～ 経営セーフティ共済の安心の4つのポイント～
ポイント1 無担保・無保証人で、掛金の10倍まで
借入れ可能

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍（最高8,000万円）」の、いずれか少ないほうの金額となります。

ポイント2 取引先が倒産後、すぐに借入れできる

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができます。

ポイント3 掛金の税制優遇で高い節税効果

掛金月額額は5,000円～20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。また確定申告の際、掛金を損金（法人の場合）、または必要経費（個人事業主の場合）に算入できるので、節税効果があります。

ポイント4 解約手当金が受けとれる

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります（12か月未満は掛け捨てとなります）。



さらに充実！ 経営セーフティ共済

- ★加入資格
1年以上継続して事業を行っている中小企業者
- ★掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円まで貸付け
- ★掛金月額
5千円～20万円の範囲で自由に選択
(5,000円きざみ)
- ★掛金積み立て限度額
800万円
- ★掛金は税法上
損金(法人)または必要経費(個人事業)算入

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度です。

取引先の倒産！もしものときの資金調達しっかりサポートします。

ムダかも...
ムリしてるかも...
ムラがあるかも...

迷ったら...
一度は相談してみる価値あり!!

毎月7日は保険の見直し相談日です



お気軽にご相談下さい。
また詳しい内容など職員にお尋ね下さい。

申込書

事業所

氏名

(従業員の方も可)

※詳細は、受付処理後にご連絡します。

FAX先 42-0209

お問い合わせ、お申込み先【電話可】

八女市商工会 ☎42-0153